

利 用 料(基本料金)

◆一日あたりの基本利用料負担額(単位)：円

【特 養・真和荘】

介護度/サービス種類	多床室	従来型個室
利用料適用時期	令和3年4月～	令和3年4月～
要介護3	712	712
要介護4	780	780
要介護5	847	847



◆その他の一日あたりの自己負担額：円

利用内容	介護老人福祉施設
看護体制加算(Ⅰ)	(Ⅰ) 6
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22

①入所後30日間に限り、初期加算として30(円/日)が上乗せされます。
(30日を超える入院後再入所した場合も)

②入所初日のみ、安全対策体制加算として20(円/日)が上乗せされます。

③外泊・入院時費用(6日を限度)…246(円/日)*退・帰荘日は除き、期間中は施設利用料等は算定されません。

【ショートステイ】

介護度/サービス種類	多床室	従来型個室
利用料適用時期	令和3年4月～	令和3年4月～
介護予防(要支援1)	446	446
介護予防(要支援2)	555	555
要介護1	596	596
要介護2	665	665
要介護3	737	737
要介護4	806	806
要介護5	874	874



◇その他一日あたりの自己負担額：円

利用内容	(介護予防)短期入所生活介護
送迎費	184(片道につき)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22

【特養・ショートステイ共通】

食費	1392	
居住費	多床室 855	従来型個室 1171

◎食費と居住費に係る費用軽減について、特定入所者介護サービス費の第1～第3段階で認定を受けた場合、認定証の負担限度額となります。(裏面に記載)

◎介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として個別の介護報酬総額に、

右記の掛率で算出された額が加算されます。

(特養・ショート)8.3%

※尚、毎月の個人介護報酬総額は毎月の変動要因(月の日数・入院・外泊等)により変動しますのでご了承下さい。

※ご不明な点がございましたら、遠慮なく担当(山口・峯友)にお尋ね下さい。

◎加算内容について

【サービス提供体制強化加算Ⅰ】

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上であること

【看護体制加算Ⅰ】

常勤の看護師を1名以上配置されていること

◎各利用者負担段階に応じた負担限度額

	居住費（特養）		食費	対象者
	従来型個室	多床室		
第1段階	320円	0円	300円	・生活保護等を受給されている方 ・世帯全員が市民税を課税されていない方で、 老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	420円	370円	390円	・世帯全員が市民税を課税されていない方で、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第3段階	820円	370円	650円	・世帯全員が市民税を課税されていない方で、 上記2段階以外の方